

# 令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務

## 一般仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本業務は、国土交通省の「ウォーターPPP 導入検討の進め方について」を踏まえ、ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5））の導入に向けた基礎調査、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的とする。

#### 1.2 適用範囲

本業務は、土木設計業務等共通仕様書及び本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

#### 1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び技術者は、「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、着手届と共に提示しなければならない。
- (3) 受注者は、地方公共団体が発注する下水道ウォーターPPP または下水道事業の官民連携の手法別VFM検討、経営戦略の課題と対策整理等の専門的な知識、経験を有する技術者を配置しなければならない。

#### (4) 管理技術者

- ・管理技術者は、地方公共団体が発注する下水道ウォーターPPP または下水道事業における官民連携事業の導入検討業務の経験を有する者であること。
- ・管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（上下水道・下水道）または上下水道部門・下水道または上水道及び工業用水道）を有すること。
- ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ・管理技術者は、原則打合せ協議に出席するものとする。また発注者が庁内会議への参加や関係者へのヒアリング等に出席を求めた場合は協力するものとする。
- ・管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。

#### (5) 照査技術者

- ・照査技術者は、地方公共団体が発注する下水道ウォーターPPP または下水道事業における官民連携事業の導入検討業務の経験を有する者であること。
- ・照査技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（上下水道・下水道）又は上下水道部門下水道または上水道及び工業用水道）を有すること。
- ・照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることができない。
- ・照査技術者は、業務の全般にわたり照査を実施し提出図書に誤りが無いように努めなければならない。

### 1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

### 1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

### 1.13 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

### 1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

### 1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 計画

### 2.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せ

の際、相互に確認しなければならない。

- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

また、業務中に疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

## 第3章 照査

### 3.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

### 3.2 照査事項

受託者は、ウォーターPPPの制度内容および導入検討全体のうちの本業務の位置づけを十分に理解し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 業務スケジュールの妥当性
- (2) 現状整理の方法の妥当性
- (3) 事業者ヒアリング設計等の妥当性
- (4) 方針検討にかかる導入案整理の妥当性
- (5) 検討内容とウォーターPPP その他下水道事業にかかる法律、制度内容との整合性

## 第4章 提出図書

### 4.1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 業務報告書	A4・3部
(ロ) 業務報告書(概要版)	A4・3部
(ハ) 打合せ議事録	A4・3部
(ニ) その他参考資料	原稿 一式
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

## 第5章 参考図書

### 5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き(日本水道新聞社)
- (2) 下水道計画の手引き(全国建設研修センター)
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(国土交通省、農林水産省、環境省)

- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (11) 下水道収支分析モデルの作成について（公益財団法人日本下水道協会）
- (12) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (13) バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (14) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (15) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (16) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (17) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (18) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (19) PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- (20) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (21) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (22) VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）
- (23) 契約に関するガイドライン・PFI 事業実施契約における留意事項について（内閣府）
- (24) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (25) ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- (26) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（案）（国土交通省）
- (27) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
- (28) その他関係基準図書

# 令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務

## 特記仕様書（案）

### 1. 適用範囲

この仕様書は、「令和7年度浦添市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査業務 一般仕様書」第1章1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書によるものとする。

### 2. 業務対象

#### (1) 対象処理区

- ・那覇処理区 計画処理人口：47,700 人、計画区域：936.4 ha
- ・伊佐浜処理区 計画処理人口：63,300 人、計画区域：886.6 ha

#### (2) 対象施設

- ・ポンプ場：6 箇所（施設ごとの揚水能力は「浦添市流域関連公共下水道事業計画」参照）
- ・マンホールポンプ場：11 箇所
- ・管路施設：299.239km（汚水：259.7km、雨水：39.539km）

### 3. 業務内容

#### 3.1 計画準備

本業務の作業手順を明確化し、適正な業務計画書を作成して発注者の承認を得る。

#### 3.2 基礎調査

##### (1) 下水道整備・維持管理状況の整理

基礎資料となる流域別下水道整備総合計画、沖縄汚水再生ちゅら水プラン、下水道全体計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、下水道台帳、下水道経営戦略、その他業務遂行上必要となる図書を収集・整理する。また、対象施設の維持管理・改築状況等に関する情報を収集・整理する。

##### (2) 先進事例・類似事業の調査

PPP/PFI 手法を適用した下水道事業の先進事例、類似施設の動向及び事例等を調査し、調査結果を整理する。

##### (3) 法制度・支援措置等の整理

当該事業に関連する法規制を抽出し、PPP/PFI 手法導入時の課題を整理する。

#### 3.3 現状分析・課題の洗い出し

収集した資料等により、施設・財務・人材等の観点から、次における下水道事業の現状について分析、課題を抽出し個別検討シートを作成する。

- ・下水道施設の整備状況、既存施設の改築・維持管理状況等
- ・下水道事業における事業費の現状及び将来的な財政負担の見通し
- ・現状及び将来の業務執行体制、人材確保・育成及び技術継承における問題点、課題等

### 3.4 対応方策と業務分類の検討

前項にて抽出した施設・財務・人材等の課題に対し、新技術の適用可能性や先進事例、類似事業を踏まえ、網羅的に対応策を抽出する。また、抽出した対応策について、課題の重要度、対応時期（短期、中期、長期）、PPP/PFI 手法にて実現可能かを定性的に判断し、整理する。

### 3.5 PPP/PFI 手法の比較検討

#### (1) 諸条件の整理、事業スキームの検討とVFM の算定

- ・前項で整理した課題と対応策案の中でPPP/PFI手法にて実現可能と判断した項目について、具体的な対応策を検討する。さらにPPP/PFI手法の候補を選定するとともに、各手法の組合せについても検討する。
- ・選択された複数のPPP/PFI手法について、業務範囲や対象とする施設、事業期間、簡易なVFM (Value for Money) を検討し、「スキーム概要整理表」を作成する。
- ・なお、ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を見据え、業務範囲には管路施設を含むこととし、事業期間は10年間を原則とする。VFMを検討する際には、従来の発注方式とPPP/PFI手法にて発注された場合を比較し、VFMの観点から事業の効率性を確認する。

#### (2) 対価の支払い方法とモニタリングの検討

- ・事業開始後、契約書や要求水準書に示された業務内容が基準・条件に即して適正に履行されているかを確認するモニタリング手法を検討する。また、対価の支払い方法についても検討する。

#### (3) 事業継続が困難な場合の措置の検討

- ・民間事業者が事業を継続することが困難となった場合の代替手段について検討する。

#### (4) リスク分担の検討

- ・対象施設の過年度における故障履歴や修繕履歴、緊急時対応の実績を踏まえ、現場管理における事故、住民対応、物価変動等、想定されるリスクを洗い出し、カテゴリ別に整理する。
- ・想定されたリスクを個別に検討し、リスクの分担を明確化する。

### 3.6 民間事業者の意向調査（マーケットサウンディング）

民間事業者に対して、本事業の趣旨、対象施設、業務内容、リスク等の業務条件を提示し、本事業に対する関心や参入する上での必要条件等をヒアリングする。このヒアリング結果を踏まえ、必要に応じて業務条件を含めた事業スキームの修正を検討する。また、地元企業の状況に配慮した民間事業者の選定方法（参画方法）についても検討を行うものとする。

ヒアリング手法及びヒアリング回数については、発注者と協議を経て決定する。

アンケートによるヒアリング手法を選定した場合、受注者はアンケート案を作成するものとする。また、より詳細に民間事業者の意向を確認する必要があると判断し、説明会、意見交換会、個別ヒアリングを実施する場合は、本調査活動に係る資料作成及び調査結果の整理を行うものとする。

### 3.7 PPP/PFI 手法の選定

#### (1) 想定スキームの設定

基礎調査や各種比較検討により把握した条件等を踏まえて、実施可能なPPP/PFI手法を2から3程度に絞り込みを行い、スキーム整理表に取りまとめる。

#### (2) PPP/PFI手法の決定

設定したスキームに優劣をつけて総合的に評価し、手法を1つに選定する。これらの検討結

果をPPP/PFI手法比較表に整理する。

### (3) PPP/PFI手法による委託費の算定

選定した手法による包括的民間委託に係る概算委託費用を算定する。

#### 3.8 照査

業務を施行する上で関係法令・規則及び技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、導入可能性調査全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施し、成果物に誤りがないよう努める。

ア 資料の収集・整理に関する照査

イ 現状分析・課題洗い出しに関する照査

ウ 対策方策と業務分類の検討に関する照査

エ PPP/PFI手法の比較検討等に関する照査

#### 3.9 報告書作成

報告書作成では、本業務で収集した資料、PPP/PFI手法の導入可能性調査に係る各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、導入可能性調査の概要版を作成する。

#### 3.10 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、完了時の他に中間3回を予定している。

#### 4. その他

(1) 浦添市が設置する「PPP/PFIの導入提案窓口」に民間事業者よりPFI法第6条による民間提案、もしくはそれに類する提案があった場合は、受理手続きの支援及び提案内容の精査を行い、本業務内にて比較検討すること。

(2) 議会及び検討会等で説明用資料が必要となった場合は、作成に協力すること。